

(平成22年12月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5件

厚生年金関係 5件

第1 委員会の結論

申立人の平成20年7月から同年11月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年7月から同年11月まで

私は、病気のために平成20年6月まで国民年金保険料の免除を受けていたが、その免除期間が終了するときに、社会保険事務所（当時）から同年7月以降の免除申請の用紙が送付されてきたため、申請書に必要事項を記載の上、すぐに返送した。申立期間について、保険料が未納とされ、申請免除とされていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所から送付されてきた国民年金保険料の免除申請書に必要事項を記載の上、すぐに返送したと申述しているところ、事実、管轄する社会保険事務所においては、平成20年7月以降の保険料免除に該当する見込みの被保険者に対して、国民年金保険料免除・納付猶予申請書と返信用封筒等を送付していたことが確認できる。

また、申立人は、平成20年3月に社会保険事務所の職員から保険料免除の説明を電話で受け、同年3月に19年12月から20年6月までの期間の免除申請を行い、当該期間に係る保険料の全額免除が承認されていることから、同年に社会保険事務所から、同年7月以降用の国民年金保険料免除・納付猶予申請書が送付されたとすれば、保険料免除制度を理解していたと思われる申立人が、保険料の免除申請を行わなかったとは考え難い。

さらに、申立人の平成19年の所得を確認したところ、所得が無かったことが確認でき、当時、申立人から適正に免除申請が行われていたとすれば、

申立期間に係る保険料の全額免除が承認されていたと推認される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料について免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年5月及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年1月から同年6月まで
② 昭和49年5月及び同年6月

労務管理の仕事をしていた私の父は「国民の義務」として、私の国民年金の加入手続を行い、保険料も納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 A市の国民年金被保険者名簿によると、申立人及びその妻の資格取得日は、当初、昭和49年5月23日とされていたものが、同年11月に同年7月15日と訂正されているのに対して、申立人が所持している同年8月に発行された国民年金手帳では、資格取得日が同年5月23日となっている。このことから、同市における申立人の当該被保険者名簿の資格取得日の訂正は誤りであったことが推認され、申立期間②の保険料に係る納付書については、オンライン記録において納付記録がある同年7月以降の保険料に係る納付書と一緒に同市から申立人に交付された可能性があり、申立人は、申立期間②の保険料を現年度納付したものと考えるのが自然である。

2 一方、申立期間①については、申立人の国民年金加入手続を行ったとするその父親は既に死亡しており、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況について確認することができない上、申立期間当時、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえ

ない。

また、申立人は、申立期間①について、国民年金未加入期間であり、遡って保険料を納付することができない上、その妻も申立期間①を含む昭和46年12月から47年10月までの期間については国民年金に未加入である。

さらに、申立人が申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間②の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年12月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年12月から7年3月まで

私は、20歳になったときに、国民年金に強制適用で加入した後、市役所に就職したことから、平成7年3月の新規採用職員研修時に国民年金保険料4か月分を一括で納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、4か月と短期間であり、申立人は、平成7年3月に行われたA市役所の新規採用職員研修時に国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人が保険料を納付したと主張しているその時期に同市の新規採用職員研修が行われ、当該研修の日程には、福利厚生や諸手続に関する講義の時間があることが確認でき、申立人の主張には不自然さはみられない。

また、提出された年金手帳の記載内容からは、申立人が国民年金から共済年金への切替手続を適切に行っていることがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 9 月 1 日から 16 年 9 月 1 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が 34 万円とされているが、給与は 56 万円ぐらいもらっていた。申立期間の標準報酬月額について、正しく記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

しかしながら、当該事業所から提供された申立期間に係る所得税源泉徴収簿兼賃金台帳によると、申立期間の報酬月額は、50 万円ないし 62 万円ぐらいであることが確認できるものの、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（34 万円）は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断する

と、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月から 45 年 5 月まで

A校に勤務した申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。同校については、常時5人以上の指導員が勤務していたので、厚生年金保険の適用事業所であったと思う。同校に勤務していたのは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 43 年 3 月から 45 年 5 月まで、A校に勤務していたと申述しているところ、複数の元従業員の証言により、申立人が申立期間において同校に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所の事業主の妻は「当校は厚生年金保険の適用事業所となったことは無く、主人は、従業員に対して各人で国民年金と国民健康保険に加入するように指導していた。」と回答しており、事実、同事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、オンライン記録により、当該事業主が申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、前述の複数の元従業員は「A校は厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、皆、国民年金に加入していた。」と回答しているところ、オンライン記録により、申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

群馬厚生年金 事案 972 (事案 116 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 9 月から 27 年 9 月 1 日まで

昭和 25 年に中学校を卒業後、同年 9 月から A 社に勤務した。当時の同僚として複数人を記憶している。勤務していたことは明らかのため、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。今回、元同僚が勤務期間を証明してくれたので再審議をお願いしたい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A 社は既に閉鎖しており当時の資料は残されていない上、当時の事業主も死亡しており、同級生である元同僚のほかに申立人の勤務実態に関する証言が得られず勤務期間を特定するに至らなかったこと、ii) 健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿では申立人の名前は確認できず、いずれにおいても欠番が無いことから、当該事業所の事業主による厚生年金保険加入の届出が行われなかったことがうかがわれること、及び iii) 申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除についての記憶が具体的でないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 10 月 24 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てに際し、当該事業所における勤務期間を示す新たな資料として、中学校の同級生である元同僚による「昭和 25 年 7 月頃から 26 年 3 月まで、自分が A 社に在籍していた期間について、同社における申立人の在籍を証明する。」との書類を提出しているが、昭和 25 年 7 月頃に入社したとする元同僚自身の同事業所における厚生年金保険の加入記録が 26 年 2 月からであること、及び複数の元同僚から「A 社においては臨時工が本工になるには 6 か月以上の見習い期間が必要であり、中には 2 年以上在籍しても本工にしてもらえない者もいた。本工になるまでは

厚生年金保険に加入させてもらえなかった。」との証言が得られており、同事業所においては、すべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったとの判断から、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

群馬厚生年金 事案 973 (事案 526 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 2 月 1 日から 9 年 2 月 26 日まで

A社の事業主であったときの報酬月額は 70 万円ぐらいだったが、標準報酬月額が平成 7 年 2 月 1 日から 9 万 2,000 円になっているので、記録の訂正をしてほしい。今回新たな資料を添付したので再審議をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、代表取締役である申立人の一切の関与も無しに申立人に係る標準報酬月額の減額手続が行われた事情はうかがえず、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役であった申立人が当該減額処理に関与していないとは考え難く、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 12 月 24 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てに際し、新たな資料として、当該事業所に係る第 7 期 (平成 6 年 5 月 1 日から 7 年 4 月 30 日まで) 及び第 8 期 (平成 7 年 5 月 1 日から 8 年 4 月 30 日まで) の「決算報告書」並びに平成 7 年分の「所得税源泉徴収簿」及び同年 5 月から 8 年 7 月までの分の「給料簿」を提出したが、これらの資料は減額処理が行われる前の状況を示したものであり、これらの資料からは減額処理当時の状況が確認できない。

また、申立人が前回照会することを拒んでいた複数の関係者で今回照会することを承諾した者からも、当該減額処理当時の詳細な証言を得ることはできなかった。

さらに、今回実施した意見陳述の場においても、また、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 3 月 18 日から 45 年 12 月 20 日まで
② 昭和 46 年 3 月 15 日から 48 年 3 月 21 日まで
ねんきん特別便により、脱退手当金が支給済みと記録されていることを知った。脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金の支給については、申立人の申立期間に係る脱退手当金の脱退手当金裁定請求書が現存しており、脱退手当金裁定伺が作成されているなど、適正に裁定手続を行っていることが確認できる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後である昭和48年5月30日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。